

岩手県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第403号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市平館及び野駄地内
- 2 実施した期間 令和7年6月3日から令和8年3月18日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量